

令和3年度 地域歳末たすけあい募金配分金助成事業（申請・報告説明）

1 事業目的

この事業は、市民の皆様から寄せられた「地域歳末たすけあい募金」を財源に、歳末から年始にかけて福祉施設やボランティアグループ、障害者団体が自主的に企画、実施する交流事業に助成金を配分し、高齢者や障害者、子ども達等が地域の中で安心して暮らすことができるよう、募金を活用するものです。

2 助成対象団体

- (1) 高齢者、障害者、児童及び幼児を対象とした福祉施設
- (2) ボランティアグループ
- (3) 障害者団体及び自助団体
- (4) その他特に会長が認めた団体

3 助成対象事業

助成対象団体が歳末又は正月時期（令和3年12月1日～令和4年1月31日）に実施する交流事業

例：クリスマス会、餅つき大会、絵本読み聞かせ会、高齢者世帯への訪問事業、等

※1つの行事に複数団体からの申請は不可とし、主催団体のみ助成とします。

※当該団体の役職員（会員含む）のみ参加する忘年会、新年会、定例会、懇親会、懇談会等は助成の対象となりません。高齢者や子どもとの交流事業など、多世代が参加できる行事を申請してください。

※酒類や備品に該当する物品は助成の対象となりません。

※公的資金等の援助を受けている団体については、その補助金等により行う事業以外の事業としてください。ただし、地域還元や住民参加が認められる事業を行う場合は、事業内容に着目して助成対象とする場合もあります。

4 交流事業の参加対象者

- (1) 福祉施設の入所者又は通所者
- (2) 地区内の高齢者、障害者、生徒、児童、幼児など

【注意事項】

①福祉施設の役職員及び当該施設入所者（通所者）の家族は参加対象者に該当しません。役職員、ボランティア等として申請してください。

②ボランティア団体の会員及びその家族は参加対象者に該当しません。

役職員、ボランティア等として申請してください。

③障害者団体に所属する会員の家族は参加対象者に該当しません。

役職員、ボランティア等として申請してください。

◎ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い

5 助成金額

・ **上限20,000円まで（事業経費が2万円に満たない場合はその額とします）**

※対象者数が10名以下の場合、事業内容等を審査のうえ、助成額が上限10,000円までとなる場合があります。

6 申請書及び報告書等提出についての諸注意

・ **事業実施前、令和3年12月15日(水)までに申請書（様式第1号）を提出してください。**

※事業内容審査のうえ、助成決定通知書の通知をもって助成金交付決定としますので、決定通知の到着後に、事業の着手をしてください。

※申請は1団体1回限りとします。

※福祉施設は1法人につき2事業所まで申請できます。

・ **事業終了後、速やかに事業実施報告書（様式第3号）を提出してください。**

※事業の概要がわかる写真（3枚以上）を必ず添付してください。

※事業の概要がわかるもの（パンフレット、次第等）の添付をお願いします。

・ **事業報告時に報告書と一緒に請求書を提出してください。**

※個人名義の口座は使用できません。必ず団体名義の口座をご指定ください。

※昨年度の助成金交付以降に口座名義や内容を変更された場合は、通帳（表紙及び見開き1ページ目）のコピーを添付してください。

※決定通知書と一緒に実施報告書及び請求書を送付します。

7 申請書及び報告書等提出先

社会福祉法人澁川市社会福祉協議会（本所及び各支所で受け付けます）

本所(地域福祉課)	澁川市澁川（長塚町）1760-1	☎ 25-0500
伊香保支所	澁川市伊香保町伊香保162-1	☎ 72-5580
小野上支所	澁川市小野子9-1	☎ 59-2310
子持支所	澁川市吹屋658-20	☎ 24-6611
赤城支所	澁川市赤城町宮田850-3	☎ 56-2829
北橋支所	澁川市北橋町真壁2372-1	☎ 20-4343